

判じ絵、迷走の果ての抵抗

—— 絵師、作者、版元らの寛政改革への対処をめぐって ——

鎌 田 大 資

『中京大学現代社会学部紀要』 第10巻 第1号 抜刷

2016年10月 PP. 1~40

判じ絵、迷走の果ての抵抗

—— 絵師、作者、版元らの寛政改革への対処をめぐる ——

鎌 田 大 資

ヨーロッパでは18世紀後半のいくつかの改革、革命、戦争以降、民衆ひとりひとりの人権を憲法で保証する体制が徐々に獲得されていった。日本では第二次世界大戦で、軍部勢力が指導する政府を米軍が打倒した。そして、大日本帝国憲法およびその運用の問題点を是正すべく、民間の研究者たちが構想していた憲法草案を参照しつつ、占領軍司令部であるGHQが日本国憲法の原案を作成して日本国政府に与えた。それに日本国議会の審議で若干の手直しを加え、制定、施行したという経緯により、人権擁護を組みこんだ最高法規である憲法を活用して市民社会を守る体制がかるうじて可能になった(古関 2009; 原 2004-2006)。したがって、現在、国民ひとりひとりが分けもつ自由権の一部として表現の自由が保障され、憲法に守られ市民社会をもたらす公共圏が日本国で成立していると思なされる事態は、第二次世界大戦で大日本帝国軍を圧倒した米軍の軍事力を背景に確立している¹。すなわち日本では、外部からの強制ではなく、自力で、自らすすんで人権宣言を公布しうる政治的勢力が覇権を獲得したことはかつて一度もない。

とはいえ今日の社会でも、三権分立の形式で行政や立法の権力に対し、国民の人権を擁護するために設置、運営されている司法権力の働きがその他の権力の濫用をまえに、何らかの歯止めを提供していることは疑いえない。そうした仕組みが機能するには、わたしたち国民ひとりひとりが自分

自身の人権を理解し、社会運動に訴え適切な法的措置によりその擁護をはかりうるほどの識字率や読解力が維持され、国民の文化、教養、教育の程度が高められて、社会状況や自身の身の回りの事柄を規定している歴史的経緯について、理解し行動できるような知的実力が、国民の側に保持されていなければならないだろう。

確かに明治期以降、国民教育が実施され、日本人の識字率は上昇し、活字、放送などのメディア産業の発達とともに、各政党が国民に政策を訴えて選挙でその当否を争うという形式で政治をなすうるほどには、国民の政治的成長が促されてきた。しかし、こうしたことの背景には江戸時代に木版による出版事業が成立して以来の、娯楽的読み物や絵画により国民に自主的な教育機会を提供してきた歴史があると、論者は考える。また、江戸時代の娯楽的木版出版物に国民の多くがなじみ、文字を使いこなす素養を与えられたおかげで、国民が自ら、または法的な代理人を通じて、自身の立場について申し立てをおこないうる状況がもたらされたとも考える。

すなわち、本論は、現代、曲がりなりにも成立している「憲法に守られ市民社会をもたらず公共圏」を確立させるにいたった有力な要因として、江戸時代以来の出版事業の展開を重視し、「本来の意味での政治的公共圏の到来を徐々に準備する長い助走期間」（鎌田 2015:57）として、江戸幕府により徐々におこなわれるようになった出版規制と出版人側の抑圧への

¹ その証拠に、以下の事業に関する施策の大部分は、特定機密として秘匿され、民意を超越した形で実施されている。すなわち、表面的にはエネルギー行政の構成要素であるが、潜在的、実質的には軍事兵器に転用可能な資源製造に活用される電源設備やその研究開発施設、自衛隊、さらに世界各地に派遣される米軍兵士の訓練と、日本の重軍備化や核兵器装備の抑止を目的として設営、維持されている日本国内の米軍基地などである（前泊 2013; Burr 2002 (Document 13, Memcon, Kissinger and Zhou, "Korea, Japan, South Asia, Soviet Union, Arms Control," 22 October 1971, 4:15-8:28 p.m. Source: Nixon Presidential Materials Project, National Security Council Files, box 1034, Polo II - HAK China Trip October 1971 Transcript of Meetings. <http://nsarchive.gwu.edu/NSAEBB/NSAEBB70/doc13.pdf>. 2016年7月7日閲覧): 23-28=2004:197-201)

対処の歴史を、そして出版事業により文芸的公共圏から政治的公共圏が切りひらかれていく状況の推移を検討し、跡づけようとする試みの一部である²（Habermas [1962] 1990= [1973] 1994；鎌田 2014, 2015）。ただしこの期間に生じた出版規制とそれに対処する版元、作者、絵師たちの反応を描き出すために、本論ではまず、8代將軍吉宗の時代に集大成された出版規制の触書に注目し、ついで老中松平定信によって進められた寛政の改革期の出版規制を概観する。さらに、寛政改革期の規制に対抗するために工夫された判じ絵の活用に焦点を絞る³。

1、三大改革期の概観

諸大名が戦鬪に明けくれた戦国時代が遠ざかり、徳川支配の年月が積みかさなるにつれ、武力により領国を占領する統治スタイルは、行政官に変貌していく武士階層が政治的権威を背景に儒教道徳によって民衆を教化しつつ、秩序を維持していく体制へと移行していったと思われる。軍政から文治へという統治様式の変容は、5代將軍綱吉の儒教や仏教の擁護、国民教化の施策という形で、幕府の政治制度に組みこまれていった。本節では、各代の將軍や側用人、老中などの政治的有力者の政策や施政態度を概観し、綱吉の時代から享保改革期を経て、寛政改革期にいたる出版規制の背後の社会的潮流を検討する。

² イギリスと日本を対比させ、情報産業の発展という観点から江戸時代以降の出版史を検討し、本論と似通った問題意識を追究した先行文献として大内（2008, 2009, 2009a）を参照。また先駆的な宮武外骨の『筆禍史』（[1911] 1985）と江戸期の出版規制の研究を集大成した今田洋三の研究（1981, [1977] 2009）以外にも、関連する多数の論考を書きのこしている上保国良の著作（1977など）も参照している。ただし先行文献に関して多くの見落としもあり、本論で取りあげている享保期から天保期に関しても、参照文献として掲げてはいないが、オリジナリティの高い論点を提唱した著作は存在するので、そうした論点の探索は今後も継続する予定である。

³ もちろん出版規制への抵抗として判じ絵の発展を取りあげる議論の組み立て方は、本論での試みに過ぎず、取りあげられなかった規制事例、歴史的事件や社会動向を検討した場合に、ほかの解釈や説明が可能になる蓋然性は排除されえない。

租税として米を徴収し武士たちに扶持米を支給する形態ではじまった徳川家による支配体制は、米の生産と流通が全国化した江戸時代初期にはもっとも有効と見なされたのだろう。しかし、やがて米の集積地である大阪で成立した米相場の動向にしたがい、毎年の生産量により米の価格が変動し、各藩で奨励する商品作物や特産物の流通により、幕府自体が鑄造する金、銀、銅の各種貨幣をもちいた経済が発展していく。そして社会が安定し、経済交流が進んだ状況では、家格に応じて各武士家庭に支給される扶持米の価値も作柄の豊凶に合わせて上下し、武士の格式を保つために必要となる品物の購入費や、下働きする中間、小者の賃金などの諸経費の支払いもままならないほどに目減りしていく。社会の経済的發展にとまなう扶持米の価値減少は個々の武士の家計のみならず、幕府財政をも圧迫し、幕末にいたるまで徳川幕府の経営は慢性的な赤字状態に陥りがちであった。この財政危機を克服するための抜本的な解決法は、米本位制の租税徴収と扶持米支給を改め、進展していく貨幣経済に歩調を合わせ、貨幣で租税を徴収し賃金を支給する体制に移行していくことだったろうと思われるが、そうした改革は徳川幕府の瓦解後に、明治の王政復古を経て、はじめて導入された。享保、寛政、天保の三大改革とされる時期には、こうした幕府の財政危機を解決するための施策が導入されているが、諸改革を断行し推進していった将軍や老中は、250年ほどの徳川家の支配体制化において例外的に現れた能力と気力の持ち主であり、彼らの努力により徳川幕府の支配体制は延命し、幕末の列強の外圧下に幕藩体制が崩解していくまでそれを保持できる程度に、てこ入れが実施された。彼らの努力がなければ、あるいは、辺境に配備されて力をつけつづけた有力外様諸藩の連合により、徳川家の支配はもっと早く終焉させられていたかもしれない。

まず、将軍各代の出来事を有力な側近の動向を含めて略述する⁴。5代将

⁴ 該当する時代の西暦と対応させた元号、徳川家の将軍在職年、有力な幕臣の役職、氏名（在職年）などは付表を参照。

軍綱吉の代には、将軍の母、桂昌院の要望もあり、多くの寺社の修復や造営がなされ、徐々に幕府財政は悪化していく。綱吉が将軍になる際に、大きな働きをしたとされる老中、堀田正俊が江戸城中にて刺され死亡すると、治安上の考慮もあって綱吉は奥御殿で政務を執ることとなった。そして、老中など重役の執務場所に将軍の意向を伝える側用人が置かれ、柳沢吉保が重用された。やがて、生類憐みの令と総称される多くの触書が發布される。仏教の教えにもとづき殺生禁断という戒律を日本の民衆に広めようとする行政方針自体が、従来の食生活の改変を迫る異様かつ前代未聞なものであり、綱吉はそれを幕府の直轄領や親藩、譜代の所領においてだけでなく、全国的に、確実に貫徹させようとしたといわれる。そして定期的に報告を要求し、場合によっては違反者に関する密告を促したので、この方針は不評を呼んだ。綱吉死後には、葬儀よりまえに次代の将軍、家宣（いへのぶ）が撤回した。こうした行政方針を放置して継続すれば、諸藩の不満が結集して、幕府の存続を危うくする政治危機すら招きかねないものと危惧されたのだろう。しかし逆に、こうした異様な行政方針が全国的に施行されていたことで、前代まではありえなかった生活様式が全国的に強制的に流布させられるケース・スタディの素材が提供されたとも考えられる（塚本[1983] 2013）。すなわち犬の愛護に限らず、一連の法令の対象となる捨て牛馬、捨て子の禁止、村方鉄砲改めの徹底などの具体的諸問題に関する行政方針が、日本の歴史上はじめて、全国規模で一律に実施されたのである。徳川家が支配する江戸時代を通じて、徐々に日本全国を一律に貫徹する官僚制的行政が進行していく歴史を見ようとする場合、この生類憐みの令という異様な法的処置は、格好の研究対象となるだろう（Bodart-Bayley 1994）。

前稿（鎌田 2015）で見たように、享保期以前の出版規制は場当たりので、そもそも何が取締られているのか明示されずに処罰がおこなわれ、取締り主体の一貫した姿勢を見いだせない（鎌田 2015）。ヨーロッパでもちよほどベッカリアの『犯罪と刑罰』（Beccaria [1764]=[1938] 1959）によ

り罪刑法定主義が、またイギリスにおける人権思想の基底部分を構成する人身保護 (habeas corpus) の考え方が、さらに刑法に基づき人を裁くという考え方自体が、提唱されつつある時代であった。日本はユーラシア大陸とは海を隔て約 250 年間の鎖国を経験しているさなかにあたり、一貫した体系的法規により人を裁く方法に、人々が徐々に気づいていきつつあるところであった。とすれば、この時点での一貫性のない司法行政の姿勢は、ある意味、やむをえないものかもしれない。歴史上、現在の日本国の領土にほぼ近づくほど広域の政治的領域を、実効支配するはじめての政権を担い、絶対的専制君主となった綱吉は自分自身のあり方に確信がもてず、また専制を支える幕閣や、それを受ける各藩の指導者や民衆は、綱吉の恣意的支配をどう受けとめるべきか戸惑っていたことは確実であろう⁵。綱吉をめぐる不評や各種の流言蜚語なども、そうした背景を踏まえて解釈すべきだろうと思われる (塚本 1998)。

前述のように、綱吉が亡くなると葬儀執行のまえに、次期の 6 代将軍家宣は、生類憐みの令を構成する触書の多くを撤回した。さらに次の 7 代家継とともに、比較的、短い在位期間で将軍位を明けわたした彼らの時代には、側用人の間部詮房 (まなべあきふさ)⁶を通じて侍講という立場で学問指導を担当した新井白石が、政務方針を進言する側近主導の政治がおこなわれた。

そして徳川宗家に将軍の適任者がなく、尾張、一橋家の適任の将軍候補が、そして紀州徳川家の嫡子の兄が急死するという状況で、急遽、将軍に就任することになったのが 8 代吉宗である。もし綱吉以来、重視されはじ

⁵ すなわちこの頃に、かつての歴史学で絶対主義国家と呼ばれ、現状では社団国家とも呼ばれる形態で、一定の方針を幕府が提示し、強大な権限を認められた地方団体である各藩が幕府の方針に従って統治する幕藩体制の重要な要素が確立していく (柴田 2006: 86-92)。

⁶ 本論では、人名や引用文の漢文訓読部分のいくつかの読み仮名 (ルビ) は、慣例あるいは引用文の原著者の訓読に従い () 内に補っている。文脈に合わせて用字法などを改変した部分もある。

めた儒教に由来する教養という基準ではかるなら、吉宗は抜群の素養を身につけた人物ではないかもしれない。むしろ彼は理系的な感性の持ち主だったといわれる（大石 1995）。吉宗の個性を反映して、この時代には幕府の税収を増やし米価を安定させ、大都市として発展しつつあった江戸の町の治安を保ち、民衆による暴動を防ぐなど、内政的な課題の対処が充実させられていった。吉宗の諸改革においては、町奉行の大岡忠相（ただすけ）の手を借りて米価の安定を図るための公的基金を有力商人に拠出させ、その資金で米価が安値の際に、備蓄用の米を買い集め、米価高騰の際に安値で備蓄米を提供して、安定した食糧供給を心がけるなどの経済政策が特に重要である（大石 1974）⁷。また租税の増収策としての定免制や上米制など、この時期特有の政策も興味深いが、とりあえず、本論で考察する出版規制の歴史とはそれほど関係がないので詳述しない。秀吉体制末期から着手されていたキリシタンの禁令は変更しないものの、吉宗は科学的知識にすぐれたヨーロッパの学問を取りいれさせ、享保5年（1721）には洋書に関する禁令を緩めてのちの蘭学の隆盛を導いた（大石 1995:75）。この点は、その個性的な改革の性格を示すものだろう。

吉宗は多様な触書で民衆に提示されてきた多くの規定を有効に活用するために、それまで蓄積されてきた諸触書や法度の類を集大成する事業を発案した。奉行所に残る書付類を編集して、生類憐みの令の大部分のようにすでに無効とされている触書は除き、有効とされているものだけを集めた『御触書寛保集成』（高柳・石井 1934）を編集させ、北町、南町奉行所に写しを保管、活用させた。

享保年間の触書に盛りこまれた出版事業をめぐる規制の法思想は明治期の讒謗律やまた大日本帝国憲法成立後の体制にも引きつがれ、第2次世界大戦後の日本国憲法で表現の自由が保障され、検閲が廃止されるまでつづいた。そこには、本来、徳川家をはじめとする名門家族や寺社のプライバ

⁷ この面での努力が評価され、吉宗は米將軍と呼ばれる（大石 1995；大石 1974）。

シーを保護し、世情に害をなすと考えられる流言蜚語などの有害な情報の出版による流通を防ごうとする意図しかなかったと推測される。しかし、実際の規制事例が積みかさなることで、統制側のある種の意志が推測できるような状況が醸しだされていった。

2、享保期における出版規制触書の集大成

前記の各種触書の体系化の際、出版分野においても、吉宗は南町奉行、大岡忠相らとはかり、従来の規定を集めて以後の基準となる形に編纂しなおした。この動きは株仲間の結成とも連動し、産業育成と、運上金などの貨幣による課税の方途を模索するものであった。享保7年(1722)に集大成される触書のまえに、実際には、いくつかの複合した行政措置が観察される。以下、今田([1977] 2009:92-94, 1981:139-157)にしたがい、その一端を検討する⁸。

この時期の出版規制は書物商の株仲間を結成し、版を起こすまえの原稿段階で自主規制をしたうえ、判断しかねるものを奉行所に提出させる形態であり、出版を許された本は目録に記載され、幕府の公認を受けた出版物となる。書物商同士でも板株の管理を厳正にして、書物ごとに類板、重板を禁止するなどの自己規制もはじまった⁹。

享保5年(1720)には上方において、8月18日に「色伝授」、8月24日に「太平義臣伝」という2冊の本の絶版処分が記録されている。

「色伝授」は好色本と推定され、「太平義臣伝」は赤穂浪士討ち入り事

⁸ 各触書の内容は本島知辰(月堂)が京都での見聞をまとめた随筆集『月堂見聞録』中巻(1982:180-182)、南町奉行所で審議し発令した触書や申し渡しについての記録である『撰要類集』(3)(1979:43-98)に、逐一、見いだされる。

⁹ この段落には版と板という二種類の文字使いが混在している。江戸時代には「出版」とされていた事柄を、現代風に「出版」とも表記している関係で、歴史的用字法により「板」字をもちいている用語と、現代風の「版」で表記している用語が混在することになった。以下も同様に歴史的「板」表記と現代風「版」表記は互換的にもちいており、意味の違いもない。

件に関し、各種の資料をそろえて個々の義士について考証を加えた本である。享保の出版規制は春画、春本の類に関する規制でもあり、それ以前と以後でそのジャンルの出版物の存在形態を変える大きな役割を果たしている。また「太平義臣伝」では絶版処分になるのは必至と見て、処分を受ける前にたくさんの部数を印刷して売りきってしまうとした著者および版元の目論見を記述した随筆文が存在する（今田 1981：142-144；宗政 1982：158-164；神沢 1931：451-457（巻之 167））。この手段は、享保の出版規制以降は株仲間が原稿段階で審査したので不可能になったが、制度改変まえの間隙を突いて、規制対象となる題材に関する書物を製作し、販売しきってしまうとする戦略において、規制の裏をかこうとする興味深い事例と評価できる。

享保 6 年（1721）7 月には、新規商品停止令が出て、贅沢品と見られた一般商品と同様に、書物も審議の対象とされる¹⁰。

享保 7 年（1722）閏 7 月には奢侈品の取締りの触書が出る。世上にぜいたくな商品があらわれて、生活がはでになるのは世の乱れのもとになるという理由での取締りである。綱吉時代のように触書では儉約を勧めながら豪華な寺社の造営をつづけ、衣食にも費用を費やすことは吉宗の好むところではなく、部下にも質素な衣服や食事を勧め、これを町人、農民、職人などにも広めようとした。ただしこのうち、狂言本、浄瑠璃本、慰本（なぐさみほん）、読本などの庶民的出版物は一般商品とはちがう性質があるので別にあつかうことにして、寛文以後の出版取締り令を整理、再検討しつつ、新たに大岡忠相を中心に集大成的な触書の作成を模索することになる。

8 月には、書物屋仲間の設立が命じられる¹¹。

11 月には、幕府から荻生徂徠（おぎゅうそらい）『官刻六論衍義（りく

¹⁰ 具体的には、「衣類並びに織物の類」「染物の類」「諸道具類」「食物の類」「書籍並びに仮名草子」が対象となっている（今田 1981：147；『撰要類集』（3）（1979：48-49））。

ゆえんぎ』の板行、「世上売弘」めを江戸の六人の書商に命じ、本屋で売られていた書物名とその刊行年月・冊数・作者・板元についてくわしい書上を書物屋仲間に命じている¹²。

こうしたやりとりを経て享保7年（1722）11月に集大成された出版規制の触書は以下のようなものである。今田による現代語訳を示す。

第一条 今後、新板の書物を出す場合、儒書・仏書・神書・医書・歌書などすべての書物について、一通りのことを書いてあるものは格別だが、「猥成儀異説（みだりなるぎいせつ）」等を取りまぜて書いたものは厳禁である。

第二条 これまで刊行された書物のうち好色本の類は、風俗を乱すものになるので絶版とせよ。

第三条 人々の家筋・先祖のことなどを、新作の書物に書き現わし、世間に広めることは禁止する。もしこうした書物があって、子孫から訴えが出た場合は、厳しく吟味する。

第四条 何の書物であろうと、今後板行する場合は、作者・板元の実名を奥書（おくがき）にすること。

第五条 権現様（ごんげんさま）（家康のこと）のことはもちろん、将軍家のことを書いたものは、板本・書本（かきほん）（写本）ともに禁止である。どうしても将軍のことを出さざるを得ない時は、奉行所の指図をうけて板行せよ。

右の定（さだめ）を守り、今後、新作の書物を出す場合は、よく吟

¹¹ 草双紙屋、絵草紙屋のほか、呉服屋、菓子屋、諸道具塗物屋、小間物屋、書物屋などの株仲間それぞれに、月行事2、3人ずつを定め、取締り違反を監視させる体制を江戸町年寄りや商人たちに下問した上で、北町奉行、中山出雲守と連名で上申した（今田1981:149；『撰要類集』（3）（1979:52-54）。

¹² 7446点の書物について指定事項が記された17冊の『書物外題目録帳面（しょもつげだいまくろくちょうめん）』が作成されたという（今田[1977] 2009:93；『撰要類集』（3）（1979:56-58）。

味して商売すること。もし定に背く者がいた時は奉行所へ訴えよ。
 あとになって違反が判明した場合でも、板元・書物問屋に厳罰を課
 すであろう。新板物は、仲間内でよく吟味し、違反なきよう心得よ。
 （今田 1981:6；『撰要類集』（3）1979:56-57）

さらに、今田はこの触書の内容を解釈して規制対象となっている書物の
 ジャンルについて以下のように考察している。

- (1) 「猥成儀異説」が善かれているもの。つまりつぎの (2)～(5) に
 該当しないもので、幕藩にとって都合の悪い書物は、すべて「猥威
 儀異説」が書いてあるとして弾圧することができた。
- (2) 好色本。
- (3) 人々（とくに大名諸家）の家筋・先祖のことを書いた本。
- (4) 作者・坂元の実名が書かれていない本（つまり検閲をうけていな
 い本）。
- (5) 徳川家康をはじめ將軍家のことがでてくる本。（今田 1981:6-7）

有力な寺社や武家などのプライバシーにかかわる風説や過去の経歴が流
 布してしまうことを防ごうとする点は、従来と何も変わらない。ただし、
 このように集大成的な表現がなされたせいも、出版史上、実際に享保期に
 絶版になった書物として話題にあがるものはほとんどない¹³。「猥成儀異説」
 という表現で、綱吉時代のように理由の判然としない出版規制をつづける
 こともできたと思われる。しかし、蘭学のうち、キリスト教にかかわらな
 いものについては、学術振興や医学知識の輸入による庶民の福利厚生

¹³ 出版に関する触書をまとめた「書籍並板行等之部」という区分が各時代の『御触
 書集成』に設けられているが、総体にこの区分に属する触書の分量は少なく、『御
 触書天明集成』ではこの区分自体が設けられていない（高柳・石井編 1934, 1935,
 1936, 1941）。

点からもすでに禁を緩めてしまっており、朱子学以外の学問を学ぶことを公式には認めない寛政異学の禁もいまだ発令されておらず、実質的に規制すべき分野に関しても処罰の対象になるようなあいまいな部分が、当時はあまり残っていなかったのかもしれない。ただし、林羅山の家系の儒者や朱子学を重視する流れは、すでに綱吉時代にも成立していた。しかし、柳沢家には伊藤仁斎以来の古文辞学の系譜に属する荻生徂来のような儒臣もあり、徂来が訓点を施した『官刻六論衍義』の売り弘めが幕府から書物商に依頼されている（本論 pp.9-10 参照）。『政談』（荻生[1812] 1987）は吉宗から徂来に依頼された隠密御用として提出され、享保以降の諸改革でも重要な指針として引きつがれていった。徂来の考え方は林家の朱子学の立場からは徐々に否定の対象となっていくのだが、漢学としての儒学が朱子学へと一本化され、規制が厳格化するのには、実は林家が学問所で書物の検閲を引きうけた天保の改革以降のこととなる。

好色本は、現代の目から見ると、a、露骨な性行為や性器の描写をとまなう春画、春本と、b、吉原をはじめとする各所の遊里において遊女と客、また遊里に通う際に利用する舟の船頭、仲居、やり手などとの交流、やりとりを記録した好色本を分けて考えたほうが分かりやすい。当時は、性交渉の描写をとまなわないbのような好色本も含めて規制の対象となったが、享保の規制以降、aの露骨な描写をとまなう春画、春本の類は、奥付の刊記をとまなわない地下出版のような形で、書本（かきほん）と呼ばれる写本類とともに、貸本屋に背負われて読者に賃貸しされる形で流通した（長友 1999; Gerstle 2015:54-55）¹⁴。

また享保7年（1722）の出版規制の触書の時点では、代表的な作者として近松門左衛門を擁し旺盛な創作活動がつづいていた浄瑠璃や歌舞伎の内容は、制外のものでされていた。そして実在の登場人物を鎌倉、室町時代に移し、当時の名前を当てて表現するというスタイルで、赤穂浪士の討ち

¹⁴ 享保8年（1723）、bの区分に属する西川祐信の絵本『百人女郎品定』が絶版となっていると、宮武（〔1911〕1985:28-30）は推定した。

入りなど世情の話題を提供した政治的事件も含めて表現し、上演台本を出版することも許されていた。しかし、ただし享保8年（1723）8月20日の触書では心中事件の劇化、台本の出版などを禁じている（今田1981：152-155；『撰要類集』（1）1969：40-41，（3）1979：59-60）。これは続発する心中事件を美化し、奨励するような作品を治安的な面から取締ろうとしたものであり、自殺予防的な考慮がなされたものかもしれない。

3、寛政の改革と定信の意図

吉宗が引退したあと、つづく9代將軍家重、10代家治とともに綱吉や吉宗ほど、自ら政治に乗りだしていく性向の人々ではなかったので、有力な老中として田沼意次が台頭し権力を振るうことになった。田沼時代には全国各地での産業が発展し、同職者で株仲間を結成させ運上金、冥加金を徴収する形で、貨幣経済の発展に対応する徴税体制が取られはじめた。綱吉や柳沢吉保の時代に酒にまつわる不祥事が頻発したことから、過剰な飲酒を抑制するために酒造業者から税を徴収したのが、江戸幕府が各種産業に課税したはじまりと見なされる。

ただし、いわゆる田沼時代には株仲間の特権や各藩での産業開発の許可などを得る目的のため、盛んに賄賂が贈られたとされる。そして天明期の火山噴火、飢饉、江戸での打ちこわしなどが、為政者のそうした悪徳のしからしめるところと考えられたために、田沼は不人気、不評となった。息子の意知の江戸城中での刺殺事件なども生じて、田沼やその周辺の幕閣たちは失脚し、罷免されて幕政の中心から去っていった。その空白地帯に頭角を現したのが、老中松平定信である。

定信は、吉宗の次男宗武を初代とする田安徳川家出身で、吉宗の孫にあたる。將軍位を継承する可能性すらある英才だったが、田沼の促しで陸奥白川藩主と養子縁組をし、幕政の中枢からは遠ざけられていた（竹内2009）。

まだ少年であった11代將軍家斉のもとで老中に昇進した定信は、田沼

一党を次々に罷免して実権を握り、時に執拗と思われるほど頻繁に触書を出し、寛政の改革を実施した。綱吉や吉宗と異なり、老中としての定信は絶対的な権力を振るう立場にはなく、自身の意見がほかの幕閣の意向でまげられそうになる際には、さかんに進退伺いを提出し、自分の首をかけて意志を通そうとした。ところが、將軍の生母に朝廷から与えられる身分をめぐっての尊号一件と呼ばれる交渉ごとで、定信が將軍に反対する意見を述べたことをきっかけに、進退伺いの提出を逆手に取られ辞職に追いこまれた。老中定信が在職し自ら改革を実施できた期間は短いものの、定信を支えたほかの老中は長く職にとどまったため、彼ら寛政の遺老が在職しているうちは定信の改革方針が実施されつづけることになった。

享保期には、文化の規制と云々という独自性のある発禁事例は見出されない。しかし、寛政期には、特に文化的感性にすぐれ、古今の詩文書画を探索し、その縮画化された複製を収集していたといわれる松平定信の個性とも呼応するように、江戸の市井においても狂歌の隆盛から黄表紙、洒落本などの娯楽出版物の登場が促され、文化産業の屋台骨が形成されていた¹⁵。こうした世情を等閑視せず、質素儉約という視点から、時として神経症的とさえ思える細やかな規制を雨あられと発布していったのが、寛政

¹⁵ 書画複製の作成、収集活動を含め、定信の文化的素養、文化事業全般については Screech(2000=2003) を参照。

享保期と寛政期のはざまの時期において、重要と思われる筆禍事件は、宝暦8年(1758)の馬場文耕「森の雫」に関するものである(宮武[1911] 1985:58-61)。

講釈師文耕は、百姓一揆と、それに対処する幕府の処理のまずさを論じたので処罰された(死罪)。これは講釈師の政治的事件に関する口頭での上演活動を取り締まった事例であるが、実質的には口演内容を刷った印刷物の頒布や、印刷されない写本を貸す形での書物の流通について処罰がおこなわれている。これをあくまでも口頭での上演の台本についての処罰と捉えれば、演芸、演劇に関する処罰の先駆的な例とも考えられる。本稿をはじめ、論者は主に印刷物についての規制を考察しているが、若干、遅れてはじまった歌舞伎、浄瑠璃台本に関する処罰を考えるなら、その場合は、演芸的公共圏という幕府による取締りの場を構想できるかもしれない(今田[1977] 2009:200-201, 1981:21-54)。

期の出版規制である。

定信の経済統制に関する思想は、統制により人為的に江戸に不景気な状況を創出して、農村部に人口をとどまらせ農業生産を確保するというものだった。以下に定信の自伝『宇下人言』¹⁶（松平 1942:23-178）の竹内誠による要約を引用する。

(1) 儉約令・風俗統制令を発すれば、(2) 江戸が不景気になる。(3) 不景気になれば江戸の裏店住いの零細な商人・職人はもちろんのこと、無宿・博徒など放蕩無頼の徒も生活しにくくなる。(4) その結果、武家奉公人や町方奉公人になる者が多くなり、あるいはまた、江戸は暮しにくいというので農村に帰る者が多くなる。(5) その結果、江戸においては奉公人給金が引き下がり、村々において農業従事者が多くなり、荒地・手余地も復興して生産力が高まる。(6) その結果、生産と消費のバランスが保たれて物価が安定し、領主の財政も農民の経営も豊かになる。(7) このように士農が盛んになればおのずと工商もその余沢をうけ、(8) とどのつまりは不景気だった江戸の町々も繁栄するようになる[……]¹⁷。（竹内 2009:256；松平 1942:112-116）

これは、江戸に人為的な不景気を創出するという大掛かりな経済方針により、旗本をはじめとする武士の屋敷で雇う中元などの町人の給金が高値になり、武士たちの生活が困窮するといった目先の現象への対策をも講じる政策になっている。一見ただけでも、道具立ての大掛かりさと解決を目指している現象の規模が釣りあわないような印象を与えられる。また、一般的に都市を不景気にして全国的な生産量を確保するという政策が、妥

¹⁶ 定信の自伝『宇下人言』の執筆年代は定かでないが、文化13年（1816）の日付入りの書付とともに箱に封印され、子孫代々伝えられた原本を翻刻したという。

¹⁷ 本論では引用文中の一部を省略した際、[……]という記号を挿入している。

当かどうかという疑問も生じる。ただし江戸時代以前の都市では、栄養状態や衛生環境の劣悪さのため、農村部よりも人々が晩婚化しその出生率が低下し、疫病や災害への抵抗力も弱いため、死亡率は高く、多くの人が短命に終わるというデータがあり、歴史人口学において都市蟻地獄説や都市墓場 (graveyard) 説と呼ばれる仮説が形成され、現状の研究では反証となる事例は見つかっていない (速水 2009)。

もし都市蟻地獄説や都市墓場説などの仮説が正しいとすれば、米の生産と流通に経済の基盤を置く徳川幕府の要人として、農村人口を保持しつづけることの重要性に、直感的に着目したことはあながち誤りとも言いきれない。とはいえ、老中の職を退いた隠居として長い余生を過ごした定信が、子孫に向けた自伝で吐露した寛政の改革の意図は、周知されることも貫徹されることもなかった。

4、寛政期出版関係者のケース・スタディ——蔦屋重三郎、山東京伝、喜多川歌麿

吉宗は享保の改革で、出版規制の分野における過去の触書を集大成し、それまでの行き当たりばったりの規制を合理化した。確かに、新たに春本などが規制の対象になったが、その分、幕府がどのような態度で規制をおこなおうとしているのが明確化したため、突然の取締りや処罰に慌てふため出版業者や著者は少なくなったと思われる。だが、定信による寛政の改革では、前節で見た江戸の町を不景気にする規制を連発し風紀を正すという前段しか実現されず、また彼が深慮遠謀を凝らして、田舎に人口をとどめて全国的に生産性を高めようとしたなどの政策意図が周知される機会はなかったから、規制される民衆側は不景気をもたらす規制が闇雲に理由もなくおこなわれているという現象面のみを認識し、綱吉時代の生類憐みの令のような恣意的で理不尽な規制が、再度、横行するようになったと受けとめたに違いない。明確な政治批判というほど尖鋭化した思想的達成ではなくとも、町人のあいだで世相を茶化す狂歌や洒落本、黄表紙などが

文芸ジャンルとして確立しかかっていた当時、作家や出版業者たちが、田沼失脚から定信の改革政治へという世相の変転を俎上に載せ、題材にしていくことは自然の流れであったろう。

そして出版により利殖を追及する商人の方でも、定信の改革に対抗して商売を続けるべく、作者や絵師たちと力を合わせて、規制や改革の世の中でも可能な商業的出版活動の道を模索していく。そうした営みは、表だって改革に対する抵抗を構成するものではないが、結果として、そのあと幕末、明治に向かって出版業者たちの活動を可能にする道筋を確立していくことになった。この点は政治的公共圏そのものの確立に直接つながるものではないが、少なくとも公共の政治的論議を喚起するうえで極めて有効な出版メディアという手段を、解放する技術やインフラストラクチャーを提供するものであった。

以下、寛政期の出版業者たちが改革をかいくぐる工夫の発展を、規制や取締りの実態と合わせて見ていこう。庶民生活の細部までこだわり規制の手を加えようとした定信の手法は、出版業者たちの散発的な抵抗を誘発し、ジグザグの道筋を描きつつ彼らに一本の細い道を切りひらかせ、それが娯楽読み物の王道を形成して現在に至っている。

定信の老中在職中の出版規制の犠牲者は、そうした世相諷刺の分野から選ばれた。竹内（2009：104-105）は天明8年（1788）から寛政2年（1790）にかけて時勢を茶化し諷刺した黄表紙を、以下のように列挙している。

天明8年には、朋誠堂喜三二作、喜多川行磨画の『文武二道万石通（ぶんにどうまんこくとおし）』（以下、『万石通』と表記）、恋川春町の『悦鼯眞蝦夷押領（よろこんぷひいきのえぞおし）』、蘭徳斎春童の『やれ出たそれ出た亀子出世（かめのこがでたよ）』と、山東京伝の『将門秀郷時代世話二挺鼓（じだいせわにちょうづつみ）』『仁田四郎富士之人穴見物（ふじのひとあなけんぶつ）』がある¹⁸。寛政元年には、唐来三和作、栄松斎長喜画『天下一面鏡梅鉢（かがみのうめばち）』（以下、『鏡梅鉢』と表記）、恋川春町作、北尾政美画の『鵬鵠返文武二道（おうむがえしぶんのふた

みち)』(以下、『鵬鷓返』と表記)、石部琴好作、北尾政演(まさのぶ)画の『世直大明神金塚之由来黒白水鏡(こくびやくみずかがみ)』(以下、『黒白水鏡』と表記)、山東京伝の『孔子稿時藍染(こうしじまときにあいぞめ)』(以下、『孔子稿』と表記)『飛驒屋忠兵衛仮宅居梅川奇事中洲話(ひだやちゅうべえかりずまいうめかわきじもなかずわ)』、和歌林泉の『世之中承知重忠』、代木丁丁の『太平権現鎮座始』などがある。

これらのうち『万石通』『鏡梅鉢』『鵬鷓返』『黒白水鏡』の4作が絶版処分となり、著者が罰せられている。『万石通』の著者、朋誠堂喜三二は秋田藩江戸詰家老、平沢常富であったが彼は国許に配置換えされ、以後、文筆を断った。『鵬鷓返』の著者、恋川春町は駿川小島藩の江戸詰家臣倉橋恪(いたる)であったが、病気のためお役ご免となりまもなく病死し、自殺説がささやかれた。『黒白水鏡』の著者、石部琴好¹⁹も手鎖数日の後に江戸払いとされた。

『黒白水鏡』の絵師、北尾政演は黄表紙作者としては山東京伝と名乗ったが、この作では処罰がなかった。総体に、寛政元年の段階での黄表紙の発禁処分は、武士、または幕府と取引があり武士に準ずる身分の御用商人などに限定した地位犯罪の処罰であり、町人身分の者は咎めないという方針によるように見えた。寛政元年の世相風刺的な洒落本のこうした絶版処分のと、天明狂歌を支えた主力である旗本や大家家の江戸詰家老、家臣や幕府御用達の御用商人など、一定の職禄を与えられるか収入に余裕のある人々は、当時の狂歌作者の第一人者と目される旗本、太田南畝も含め、全員が出版にかかわる文筆活動を断念して本来の役目に専念することに

¹⁸ これらの書題のうち、「やれ出たそれ出た」のような最初の部分は小さな文字で二行に分けて書かれた角書きと呼ばれる表記になっているが、本論では他の部分と同様、一律に一行の表記になおして提示している。

¹⁹ 石部琴好は生没年不詳ながら、本名は松崎仙右衛門で、江戸本所亀沢町の御用商人。仲間内では知られたという程度の素人作家だったのではないかと考証されている(宇田1985:190)。

なった（上保 1977）。

寛政元年（1789）に咎めがなかった『孔子稿』は、『黒白水鏡』の絵師、北尾政演が黄表紙作者山東京伝となり、自作自画で書きあげたものである。『黒白水鏡』の題材の一部を活かしながら、田沼意次失脚に関するエピソードを取りのぞき、天明の浅間山の噴火など天災に関する描写を入れ換骨奪胎して、当たりさわりのない形に仕立てなおしている。

版元の蔦屋重三郎は、吉原の貸本屋から出発し、往来ものと呼ばれる手紙例文集など、地味だが常に売れつづける需要の高い書物の板株を買いあつめ、堅実な出版活動の基礎を固めてから狂歌壇と結びつきを深め洒落本など娯楽読み物に進出し、さらに成長していこうと考えていた。上記のように寛政改革期に開始された出版規制を受けて、多くの武士や御用商人などが出版から手を引いていく状況において、蔦屋は著者の確保に困り、町人絵師でありながら狂歌、狂文にすぐれ、絵組みや物語の構成の両面で手腕を発揮する山東京伝に新たな著作の供給を頼る形になる²⁰。その体制の初期段階として、『孔子稿』において京伝は自身の挿絵を手直しして、文章の構想も若干改めるといった形で、規制に引っかからずに販売をつづけられる洒落本の創出に成功したといえる（図 1.2.3 参照）²¹。

²⁰ 蔦屋重三郎の伝記全般に関しては鈴木（[1998] 2012）などを参照。

²¹ 以下は『孔子稿』の解説で、『水鏡』『鏡梅鉢』との類似を指摘している部分である。「寛政元年、本作と趣向の相似る作品に石部琴好の『黒白水鏡』[……]と唐来参和の『天下一面鏡梅鉢』[……]がある。前者の『水鏡』は、世上に金があふれ、庶人がこの扱いに困る、その各場面に本作にきわめて類似するところがあり、『鏡梅鉢』とは改革の道德教化が世情を一変したことや、橋上で乞食が談話する図、浅間山噴火を金の降るさまに見立てた図などに類似が見られる。この類似点はいずれもきわめて相似で、同時に刊行されて偶然一致したとは考えがたいほどである。『水鏡』では京伝が挿絵を描いたので、『水鏡』の趣向を京伝が本作で応用したことが推測される。『鏡梅鉢』との関係は刊行の時期が前後したためにいずれかが、その趣向を利用したものということになろう。それに『水鏡』『梅鉢』は双方処罰され、本作はその難を免れたことを考慮に入れると、本作の刊行は正月でなく二作の処罰後に出刊されたものではないかと考えられる[……]」（中山 1982: 161）。



図1 『黒白水鏡』(小池ほか 1985: 182-183)より。田沼家を襲った不幸を洒落本に取りこみ、処罰の理由になったと思われる部分。田沼意次に当てこんだ梶原かぬまの息子山二郎(意知の当てこみ)が佐の之介(佐野政言の当てこみ)によって斬りつけられ、もう一人の息子、平介(意次の孫、竜助の当てこみ)が落馬する。



図2 『黒白水鏡』(小池ほか 1985: 174)より。梶原が幕府の倉に余った金を配りちらしたため金余りの状態になり、追剥ならぬ追剥がれが道行く人に着物を着せ、金を持たせて立ちさる。



図3 『孔子稿』（小池ほか 1985：154-55）追剥がれの段のリメイク。

それまでの幕臣や藩士たちの多分に趣味的な文筆活動に代わり、煙管（きせる）や紙煙草入れを扱う商店経営との二足のわらじとはいえ、専門の著者として報酬を得た人は京伝が最初といわれている。しかし筆禍にあった書物の絵師としての処罰は避けえたものの、その後、彼は絵師としての活動を断念し、著作に専念する。文筆者として、版元の商売を助け迷惑をかけまいとする著述態度が、『黒白水鏡』の『孔子稿』への改作に観察される。本論で取りあげる出版規制へのジグザグの抵抗を形づくっていく一方の功労者は、この京伝である。

天明8年（1788）から寛政元年の出版規制は強化の世界から武士や御用商人などの有力町人を排除するという目的を達成したと思われるが、寛政3年（1791）には町人を含めすべての江戸の住人を対象とする出版規制がおこなわれる。江戸時代には、一度、触書が出されても、時とともに取締りは緩み、有名無実となってしまうことが多く、寛政2年（1790）5月には従来の取締り方針を再確認する意味も含めて以下のような触書が出ている。やはり今田の現代語訳で、その八点の骨子を以下に挙げる²²。

- (1) 書物双紙類の新規の仕立ては無用、どうしてもというのであれば奉行所の差図をうけよ。
- (2) 「当分の儀」すなわち時事をすぐに一枚絵などにして板行することは禁止する。
- (3) 新板物で「猥成儀（みだりなるぎ）異説を取交（とりませ）作り出候儀」は特に嚴重に取締る。
- (4) 好色本は絶板のこと。
- (5) 新板書の奥書には必ず作者・板元の実名を入れよ。作者不明の書物を売買してはならない。
- (6) 双紙絵本などで古代のことによそい「不東成儀（ふつつかなるぎ）」を作り出すのは禁ずる。在り来たりのものでも華美を尽し潤色を加え、あるいは高値に仕立ててはならない。
- (7) 「浮説之儀、仮名書写本等ニ致し、見料を取、貸出候儀」は禁止。
- (8) 書物屋ども「相互の吟味」を嚴重にせよ。（今田[1977] 2009: 161-162；高柳・石田 1941: 809-810（6417号））

この出版規制で取締られたのは、寛政元年の規制では処罰されず作家に転じた山東京伝であった。『仕懸文庫』『錦の裏』『娼妓絹籠』の三部作は好色本として処罰されたものだろうが、遊里での客と遊女、また遊郭へ向かう猪牙舟（ちょきぶね）の船頭や仲居、やり手を含めた店の者のやり取りを描きとめた堂々たる文芸作品であり、性行為を濡場として描く場面がないところからもなぜ処罰されたのかはわかりにくい²³。『源氏物語』の昔から男女の恋模様を描く正統な日本文学の本流が存在し、王朝以来の文人

²² この触書の先触れのように、2月、町奉行から書物問屋仲間に対して、「当時流布致候書物題号目録に相認差上」と下命があり、すぐに京坂の書物屋仲間にも同様の触れが出された（今田[1977] 2009: 161）。

²³ この記述は、3部作のなかでも時に『仕懸文庫』の内容を参照したものである（山東京傳全集編集委員会編 2012: 475-513）。

の根本的な教養の一部として高く評価されつづけていることを考えると、定信が何を考えているのかが分からなくなる。しかし、ここで好色本とされているジャンルは、遊里での客や船頭、遊女たちとの交流を描きだす文芸そのものを指し、現在、ポルノグラフィと捉えられているものよりも幅広い。すなわち京伝の3部作で描きだされた世界は、まさしく取締られる対象そのものではあった。

蔦屋板の山東京伝作洒落本3部に対する寛政3年(1791)の処罰として、作者京伝は手鎖（てじょう）50日、板元蔦屋は身上に応じ重過料（身上半減の闕所（けっしょ））を課された（今田[1977] 2009:162-63）。もちろんこれは、当時有名な著者になりつつあった京伝の作品を規制することで一罰百戒的な見せしめの効果をねらったものであり、寛政元年（1789）の処罰に漏れた絵師、政演が作者、京伝に転じての文業と、過去に見のがした分の罪を合わせて処罰する合わせ技的な規制といえるだろう²⁴。町人作家である京伝や商人である版元の蔦屋らが寛政元年までの規制では処罰を受けず、その時点では町人は処罰の対象から取り除く地位犯罪として刑罰が与えられていたので、寛政3年（1791）の時点で町人を含めて出版規制が及ぶことを蔦屋も京伝も予測していなかったことから、彼らは規制の手落ちてしまったといえる。

京伝の活躍はその後もつづく。物語文学が長編化し、合巻、読み本と作品の綴じ方、販売方法が変遷するなかでも注目され、彼は出版界の中心に君臨することになる。蔦屋は狂歌、洒落本を中心とする文芸方面での商い

²⁴ 罪刑法定主義などはベッカーリアの著作での提唱以降に法的常識として定着したもので、現代のリーガル・マインドを構成する諸要素は、この時点での日本にはまだ存在していない。京伝は遊里になじみ、遊女を妻とし、吉原をわが家のようにして生活した色里での遊びの通であった。すでに自分の身内でもある遊女たちの生活をうがち、商売にした作品で処罰を受けたことに彼自身が反省を示し、手鎖の処罰のあと、敵討ちを取りこんだ伝記的な読本、合巻に進み、晩年は文物民俗の考証に専念したという解釈もありうる（佐藤 2009: 48-51）。

から、晩年には勃興しつつあった本居宣長の国学関係の書物に関心を移し、宣長と名古屋の版元との連携を模索しつつ自身ではそれを果たしえず、早目の晩年と死を迎えた。京伝の模倣から独自の伝奇的な作風に転じて人気を博するようになった滝沢馬琴と作を競いあうように、京伝自身も、勧善懲悪の要素を織りこみ、幕府が奨励する仁義忠孝の美德を賞揚する要素を取り入れた長大で奇想天外な物語の製作に進んでいく。その路線は基本的に取締りとは無縁であり、馬琴は人気作家になったにもかかわらず規制対象にならなかった幸運な作家といえるだろう（小池 1961；佐藤 2009）。

ただし京伝は、こうした作風の転換をおこなうまえ、遊郭文学の3部作で手鎖の処罰を受けた直後しばらく、稼業の商売に精を出して筆を絶ち、宣伝媒体であるチラシとして機能する引き札に、その後の諷刺画が活路を見いだすことになる新基軸を盛りこんでいた。

それが、記号化された絵で表す駄洒落で文意をつなぎ、言葉として通じさせる判じ絵である。絵師出身の作家である京伝は、こうした絵と文の組合せに工夫を凝らす最適任の人物だったと思われる（図4）。

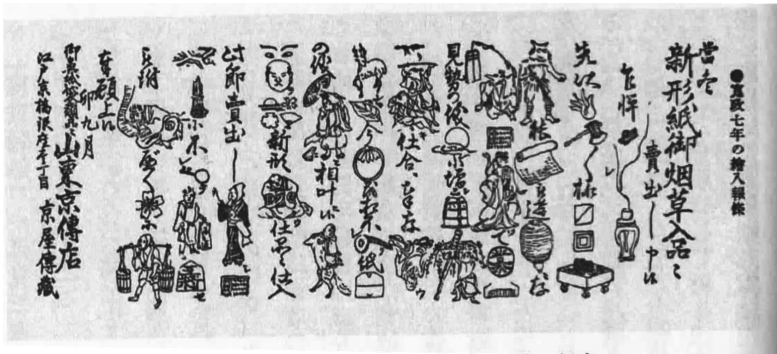


図4 京伝が経営していた煙管・紙煙草入店用の判じ絵（絵文字）をもちいたアイデア広告。（宮武[1916] 1988：82；佐藤 2009：119）

この工夫を錦絵の分野で借用したのは喜多川歌麿である²⁵。

歌麿は狂歌の出版によって江戸の文芸の世界で大いに名を売りだしていた時代の葛屋に抜擢され、狂歌絵本の挿絵画家として登場し、さらに美人画、特に当時有名であった町人3人娘の美人大首絵にて大ヒット作家となった。そこで定信による規制の網をかけられ、美女の名を書きこんだ刷り物を禁じられた。浮世絵師としての歌麿は頬の線の微妙な描きわけなどを通じてそれぞれの美人の個性を描く手腕を持っていたが、いまだ類型的な線画の域を出ない浮世絵の描写を前提にした場合、名前抜き美人画は似顔絵として機能しない。また美人の人気に便乗し、その人気をおおって作品の売りあげを増大させるよう世相に働きかける印刷物としての機能も果たさない。そこで、名前を入れていないような振りをして、よく見ると美女の名前の音が読みとれるような判じ絵をタイトルの枠画に入れることを彼は創案した（図5、6）。これは同じ葛屋という版元で出版していた京



図5 五人美人愛嬌競兵庫屋花妻
(近藤 2009： 口絵図 18)



図6 図5の部分。兵庫屋花妻を判じ絵（絵文字）で表している。

²⁵ 歌麿の伝記、画業全般については近藤（2009）を参照。

伝の引き札の工夫を錦絵に取り入れたものと考えられる。しかしその工夫を定信は容赦なく狙いうちして規制の網をかけた。当時、美人画に判じ絵でタイトルを入れていたのは歌麿のみであった。すなわち、特に世間に話題を提供する絵師として歌麿が狙いうちされた形であるが、曲がりなりにも板元の株仲間全体に告知される申し渡して、絵師個人としての歌麿を対象とする触れを出すのは、立法技術としては拙劣だと思われる。しかし、この処置は定信がかかわった規制の神経症的ともいえる細やかさの例証の一つではあろう。

この際の、寛政8年(1796)8月14日という日付のある奉行所からの申し渡しは『類集撰要』に以下のように記録されている。

一、絵草紙之類之義ニ付前々申渡候趣も有之候処、四年已前丑年如何敷一枚絵摺出候儀相聞候ニ付其節町年寄共心附申渡候品も有之一枚絵之内女之名前等有之分は名前書等削取候筈ニ相成候趣ニ候処又々女壺枚絵之上江名前を絵様ニ認メ致売買候由相聞候肝煎名主共之吟味行届候ハ、右躰之儀は有之間敷儀ニ而不念相聞候女一枚絵上ニ名前ヲ絵様ニ認候儀は品々削り取売買可為致其已来町方女芸者其外茶屋女等之名前を顕し候義は勿論絵柄杯ニ認候類こときも有之候ハ、当人は勿論名主共迄急度可申付候尤遊女之義は不苦候

(中略)

右之趣商売人共江其方共より申渡外名主江も不洩様可申通候事(鈴木1979:453;高木1961:92-93)²⁶

こうした規制を経験しても、歌麿は浮世絵という様式で美女を描きつづけ、職業婦人の肖像になぞらえて美人画を描くという手法で有名な海女の図なども製作した。文化元年、一見、その創作の本筋とは思えない太閤記

²⁶ 文字表記は鈴木(1979)に従う。

関係の錦絵で規制の網にかかり絶版処分を受けた²⁷。そのあとも、歌麿は亡くなるまで旺盛に製作をつづけたようだが、全盛期に比べると晩年の活動には創作力の衰えが指摘される。

5、天保、幕末期への展望

しかし判じ絵の技法は、板元への申し渡しとして規制の網をかけられ逆に周知されたためか、蔦屋没後の出版界にも継承された。特に顕著にそれを活用したのは歌川国芳である。ここではタイトルを判じ絵にするのではなく、一見、異なった画題を描いているように見せつつ、着物の家紋などを通じて、歌麿による太閤記関連の浮世絵の筆禍事件後、描くにはばかれるものの、依然として人気の高い太閤記関係の歴史的人物に当てこんだ人物や、時の為政者を描いた。その結果、さまざまな政治的批判を画面に持ちこむことができるようになった。

たとえば、弘化元年（1844）から4年（1847）ごろの作品とされる「和藤内虎狩之図」という絵は、旗指物ののぼりに判じ絵で輪と藤の模様と内の字で「わとうない」と読める記号を書きこみ、表題の人物であることを示すが、家紋と兜により『絵本太閤記』の加藤清正の朝鮮での「虎退治」という人気の場面として読めるようにしている（図7）²⁸。

²⁷ 浮世絵における太閤記関連作品につづき、読み物としての『太閤記』関連出版物全般に規制が及んでいく際の、主に取締りをおこなう幕府側の事情については、鎌田、豊臣家関連者やその家臣たちに、大名や旗本となって存続している者が存在したためなど、多様な解釈がある（上保1979；山本1994）。またどの歌麿作品が取調べと処罰の対象になったかに関しては、明治期以降、複製浮世絵の頒布業を手がけていた宮武外骨により通説として語られはじめた経緯とは異なる真相が存在するはずだとする論者が多い（南1997:78-88など）。ともあれ、歌麿を襲った『太閤記』に関する筆禍は、いずれは規制が及ぶことになっていた『太閤記』を題材とした作品を、うっかり手がけてしまった人気作家に用意されていた運命のいたずらと見なすべきなのかもしれない。太閤記関連の浮世絵について豊国らへの文化元年（1804）5月17日の申し渡しだが、天保期の取締りの補助文書として『市中取締類集』（東京大学史料編纂所編 1988:241-243）に収録されている。

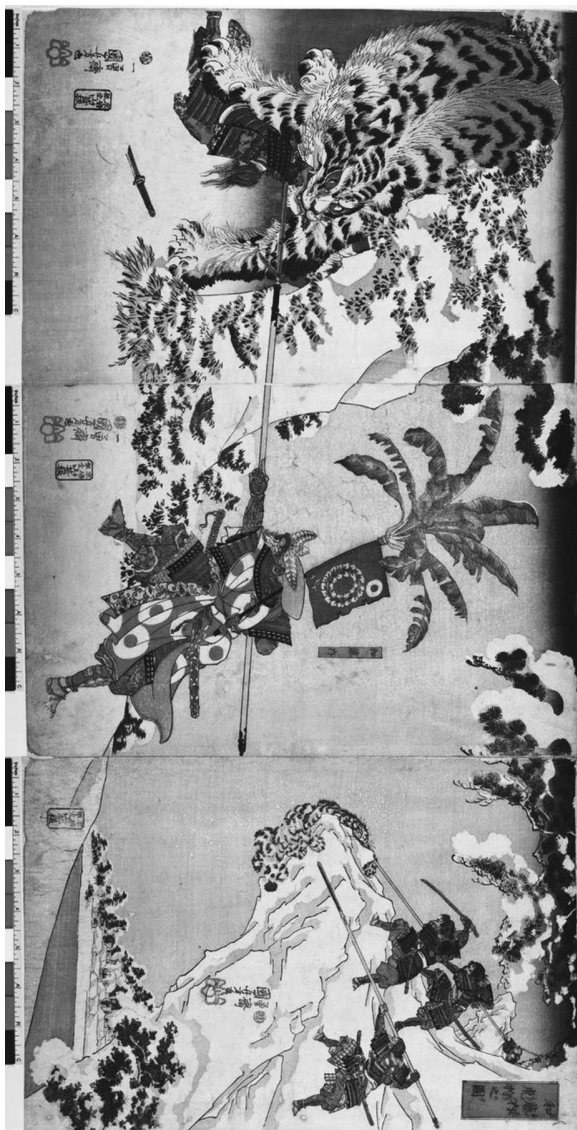


図 7 和藤内虎狩之図 (<https://www.tumblr.com/search/watonai>. 2016年7月10日閲覧)。旗指物ののぼりには判じ絵(絵文字)で「わとうない」と読める符号を入れているが、それ以外の持ち物で加藤清正を暗示する。

それと明示せぬが家紋や持ち物により当代に話題の人物を暗示する表示方法をもちいれば、禁止されていた当世の事件にかかわる人物風刺をも描きだせる。こうした判じ絵により数々の発禁処分を受け、そのたびに国芳は潔く罰金を払いつづけた。そうした事例のうちでも特に有名なのが、天保14年（1843）の「源頼光公館土蜘蛛作妖怪図（みなもとらいこうこうのやかたにつちぐもようかいをなすず）」（以下、「土蜘蛛」と略す）である。ただしこの件は版元の自主規制としての版木処分と商品回収に終わっており、取締りの対象とはなっていない。

この図では病鉢巻をして休んでいる源頼光の居室で、囲碁を打ちながら警護をする四天王の面々が描かれている。頼光は將軍家慶を表示しており、四天王の面々を天保の改革の主演である老中水野忠邦と同僚の3老中になぞらえていることが、衣服の家紋から読みとれる（図8）。さらに五人の人物の背後に描かれた土蜘蛛の妖怪をはじめとする多様な妖怪がそれぞれ改革によって被害を受けて困っている諸職の職人たち、たとえば高額な鼈甲製の櫛笄が禁止となったため苦しむ鼈甲職人を亀が、寄席の数が制限され仕事が減って困っているはなしか（噺家）などを歯なしのろくろ首が表しているという判じ絵的な解釈が可能であり、何が何を表すという頭の体操的な興味もかきたてるヒット商品となった。しかし評判が高くなりすぎたので、版元と絵師が相談のうえで、自主的に版木を破棄して売れのこった商品を回収したという。この際、「奉行所で取調べをしたものの、絵師の国芳は妖怪を擬えようという意思はないなどの釈明が認められ」、版元には咎めがなかった²⁹。この件について版元の伊場屋仙三郎（以下、

²⁹ 旗指物に京伝や歌麿が試みた絵文字的な判じ絵も取りいれられていることは、絵文字としての判じ絵と、家紋による人物表象システムを駆使した判じ絵、判じ物が縁の深い、地つづきの表現であることを示している。近年、こうした国芳の判じ絵作品への関心は高まっていると見られる。論者の居住地域でも、特に国芳やその派に属する絵師たちが、「太閤記」の世界を源平や太平記の世界に置きかえた判じ絵の手法による浮世絵に、注目する展覧会も開かれている。名古屋市秀吉清正記念館（2015）参照。

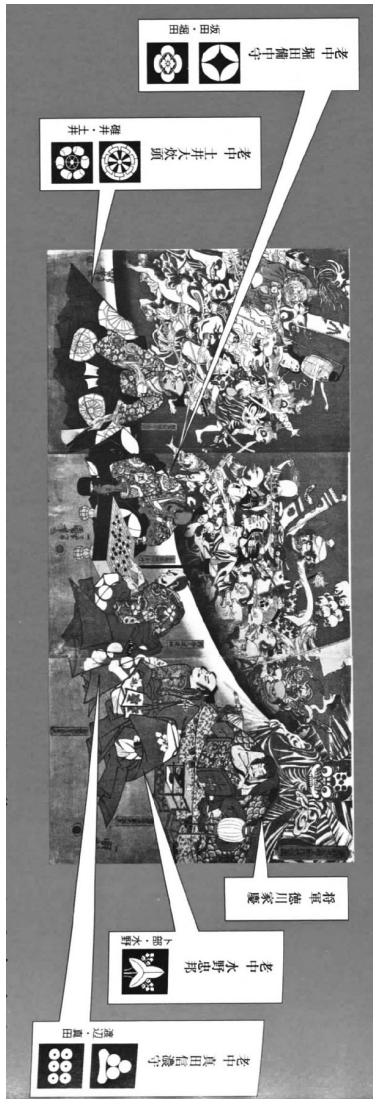


図 8 「源頼光館土蜘蛛作妖怪図」の解説図（稲垣 2015：15）。家紋により水野忠邦をはじめとする当時の老中を暗示しているが、それは劇作において伝統化した頼光四天王の家紋とも一致しているか、少し似ている。予測される取り調べに対し巧みに予防線を張った作品。

伊場仙と表記)の子孫である当代の社長によれば、水野の改革に反感をもつ老中たちの意向によって仕組まれた謀略ではないかと推測できるという。伊場仙は江戸団扇と扇子を扱う老舗であり、「幕府御用達の版元団扇商として江戸城に出入りしていた」。水野は印旛沼開削工事の中断、外様大名を含めて幕府に都合よく領国の配置換えをおこなおうとした上知令が、諸大名の反発を受けて実施できなかったことなど、失政が重なり9月13日に罷免され、自身が御国替（おくにがえ）、謹慎となり、一旦は失脚する（稲垣 2015: 15, 18; 藤田 1989）。

こうした推測が正しければ、国芳の判じ絵「土蜘蛛」は幕府御用達商人や時の反水野の老中たちの庇護を受けつつ、製作されていたことになる。この場合、出版規制に対する職人の抵抗という単純な捉え方もできなくなる。それとわからぬやり方で風刺の毒を機知にまぶし、描きあらず判じ絵という表現メディアをもちいて、絵師は表現意欲を満たし、版元は利益を上げ、場合によっては為政者にも謀略や政治的プロパガンダの手段が提供されたというのが実情であろう。複数の印刷物を商業的に販売し、新奇な思想や着想を武器として営利を旨とする出版は、いやおうなく公的事業という性質を帯びる。しかしおちゃらけと真剣な政治批判の中道を行く判じ絵という方法が開発されたことで、現実には米軍の絨毯爆撃と核兵器行使に打ちのめされた日本国民に、憲法に保障された表現の自由が認められる200年以上もまえに、公共圏なのか庶民の娯楽なのかかわからないような様相のもとにはあるが、判じ絵というあいまいな社会的発言の場が用意された。

²⁹ 伝統的に浄瑠璃本の挿絵などで頼光四天王のうち、卜部季武は沢瀉（おもだか）紋、白井貞光の源氏車紋で表象されており、卜部を同じく沢瀉紋の水野忠邦に、白井を土車紋の土井大炊守利位（どいおおいのかみとしつら）になぞらえるのは容易であった。こうした家紋の偶然の一致から絵師の国芳、そのアイデア提供者や版元の側では、画題やその見立てに、当世風刺の意図はないという申しひらきの目算のある出版だったという推測もある（南 1997: 118-122）。

基本的に茶化しの次元でおこなわれるこうした判じ絵による政治批判を、政治現象に対するコメントとして再検討すると、多くの場合、作者たちは時代の制約から逃れおおせておらず、的外れな批判としてしか受けとれないことが多い。しかし明治に入ると、多くの絵入り新聞が判じ絵の技法をもちいて政府や天皇への批判を出版し、宮武外骨が汚職官吏の批判を展開するなど、判じ絵はもう少しで政治体制自体への本質的批判も可能になるような話題提供の場に変容していった（清水 1980）。

ただ冒頭にも述べたように、第二次世界大戦後の日本国憲法の施行によってはじめて、言論を戦わせることで政権が移動しうるような民主主義のインフラストラクチャーが確立したのであり、幕末の時点でも、幕府のやり方に問題があると考えた人々には、桜田門外の変に見るような幕府要人の暗殺か、あるいは外様雄藩の諸勢力を糾合して、武力での討幕を正面きって試みる以外に政治闘争の手段はなかった。その意味でいかに出版物による政治批判の可能性の一端がほころびはじめていたといっても、江戸時代、幕末においては、その可能性の本領が発揮されるべき、言論による政治闘争の余地はほとんど皆無に近かったといえる。このことは改めて確認しておくべきであろう。

まとめ

享保期に従来の出版規制を集大成するような触書が出たあと、寛政の改革において松平定信は、独自の道德観、経済哲学に基づく規制をはじめた。そのため、天明期の狂歌壇を中心に勃興しかけていた洒落本、黄表紙などの娯楽読み物の隆盛は冷却され、武士や御用商人などが出版事業から遠ざかっていった。そのあと、町人作家や絵師たちが文筆や画業で生活するために、規制をかいくぐる技法を練りあげていく不規則でジグザグな開発経路を本論では略述した。たとえば山東京伝は、滝沢馬琴とともに、勸善懲惡の要素を入れて幕府の道德教化の方針に従う長大な物語を構成しはじめた。また京伝は戯作の筆を折っていたあいだ、家業の手助けとなるような

判じ絵（絵文字）をもちいた引き札で、文字になじみの薄い庶民が店に興味を持ちやすくする工夫を行なった。

京伝と同様、蔦屋という板元との縁で売りだした浮世絵師、歌麿は、美人大首絵で江戸の町を揺るがすような評判を得たが、定信一派の規制により、美人画に描かれたモデルの名前を書きこむことを禁じられたため、美女の名前を判じ絵で書きこむ規制逃れの技法を開発した。

この技法は板元たちの株仲間への申し渡しによって禁じられたが、後世の絵師に受けつがれ、特に国芳のように、発禁となった「太閤記」の世界を表すのに、別の人物を明示しながら家紋や持ち物によってその作中人物を暗示する判じ絵作品を、制作するものが現れた。また国芳作品のうち源頼光、四天王、土蜘蛛の妖怪、その眷族の妖怪を描きこんだ作品では、家紋による表象システムを巧みに使って取締りに対する言いぬけをしやすい絵組みを編みだし、天保改革に苦しむ諸職人を妖怪として描いた判じ物として大部数を売った。その背後では、幕府出入りの御用商人でもあった版元が懇意にしている幕閣の意を受けて、老中水野忠邦を失脚させ、天保の改革を中断させる一助として企画されたという推論さえ存在する。

すなわち京伝が商業的工夫として取りくみ、歌麿が出版規制へのささやかな抵抗として応用した判じ絵の技法が、国芳の段階では、庶民の娯楽の具としてだけではなく、多くの人に反感を買った水野という改革者への政治的誹謗の具としても応用された可能性がある。

こうして判じ絵の技法は、幕末から明治にかけて、庶民による、また庶民に向けての政治的発言の重要なメディアになっていった。そしてその布石は、寛政と天保の2つの改革期とそのあいだの時期に打たれていた。

参考文献

- Beccaria, Cesare Bonesana, [1764], *Dei Delitti e delle Pene*. (= [1938] 1959, 風早八十二・風早二葉訳, 『犯罪と刑罰』岩波書店.)
- Bodart-Bayley, Beatrice M. (中直一訳), 1994, 『ケンペルと徳川綱吉——ドイツ人医師と将軍との交流』中央公論社.
- Burr, William, 2002, *Negotiating U.S.-Chinese Rapprochement-New American and Chinese Documentation Leading Up to Nixon's 1972 Trip*, Washington: National Security Archive. <http://nsarchive.gwu.edu/NSAEBB/NSAEBB70/> 2016年7月7日閲覧.) (=2004, 毛利和子・増田弘監訳, 『周恩来 キッシンジャー機密会談録』岩波書店, 101-339.)
- 藤田覚, 1989, 『天保の改革』吉川弘文館.
- Gerstle, Andrew, 2015, 「春画・春本の受容と鑑賞」, 春画展日本実行委員会, 『Shunga』, 春画展日本実行委員会, 38-59.
- 『月堂見聞集』中巻(続日本随筆大成別巻、近世風俗見聞集3), 1982, 吉川弘文館.
- Habermas, Jürgen, [1962] 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Neuwied (Luchterhand), Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= [1973] 1994, 細谷貞雄・山田正行訳, 『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』第2版, 未来社.)
- 原秀成, 2004-2006, 『日本国憲法制定の系譜』(1) 戦争終結まで, (2) 戦後米国で, (3) 戦後日本で, 日本評論社
- 速水融, 2009, 『歴史人口学研究——新しい近世日本像』藤原書店.
- 稲垣進一, 2015, 「謎解き——国芳の「土蜘蛛の妖怪」」, 中右瑛・稲垣進一・恵俊彦監修, 『浮世絵師 歌川国芳展』, アートワン, 13-18.
- 鎌田大資, 2014, 「市民社会をもたらす公共圏と社会的世界としての公共圏——社会学研究の礎石としてのハバースとシンボリック・インタラクショニズムの融合」『現代社会学部紀要』8 (1) : 19-45. (中京大学)
- 2015, 「日本出版統制史再考——序説・江戸時代初期享保以前」『金城学院

- 大学論集（社会科学編）』、12（1）：54-70.
- 神沢杜口, 1931, 『翁草』下巻（日本随筆大成第3期13巻）日本随筆大成刊行会.
- 小池正胤・宇田敏彦・中山右尚・棚橋正博編, 『江戸の戯作（パロディ）絵本 続
巻二』社会思想社.
- 小池藤五郎, 1961, 『山東京伝』吉川弘文館.
- 今田洋三, 1981, 『江戸の禁書』吉川弘文館.
- [1977] 2009, 『江戸の本屋さん——近世文化史の側面』平凡社
- 古関彰一, 2009, 『日本国憲法の誕生』岩波書店.
- 近藤史人, 2009, 『歌麿 抵抗の美人画』朝日新聞出版.
- 前泊博盛編, 2013, 『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』創元社.
- 松平定信（松平定光校訂）, 1942, 『宇下人言・修行録』岩波書店.
- 南和男, 1997, 『江戸の風刺画』吉川弘文館.
- 宮武外骨, [1911] 1985, 「筆禍史」, 谷沢永一・吉野孝雄編, 『宮武外骨著作集4』河
出書房新社, 5-230.
- [1916] 1988, 「山東京伝」, 谷沢永一・吉野孝雄編, 『宮武外骨著作集6』河
出書房新社, 7-105.
- 宗政五十緒, 1982, 『近世京都出版文化の研究』同朋舎出版.
- 長友千代治, 1999, 「春本の読書」『文学』10：74-82.
- 名古屋市秀吉清正記念館, 2015, 『秘められた暗号——浮世絵に見る秀吉・清正（特
別陳列展解説目録）』名古屋市秀吉清正記念館.
- 中山右尚, 1985, 「解説（『孔子縞時藍染』）」, 小池他 1985:161-164.
- 荻生徂来（辻達也校注）, [1812] 1987, 『政談』岩波書店.
- 大石学, 1995, 『吉宗と享保の改革』東京堂出版.
- 大石慎三郎, 1974, 『大岡越前守忠相』岩波書店.
- 大内田鶴子, 2008, 「古書と出版の比較文化論——比較出版都市論のための試みイ
ギリス編」『情報と社会』（江戸川大学）18:179-194.
- 2009, 「古書と出版の比較文化論——比較出版都市論のための試み 日本
編（1）」『情報と社会』（江戸川大学）19:79-98.

- 2009a, 「神田神保町書店街の成立——日本橋から神保町への移行期の諸問題」『三田社会学』（慶應義塾大学）14:12-23.
- 山東京傳全集編集委員全編, 2012, 『山東京傳全集第18巻 洒落本』ペリかん社.
- 佐藤至子, 2009, 『山東京伝——滑稽洒落第一の作者』ミネルヴァ書房.
- Screech, Timon, 2000, *The Shogun's Painted Culture: Fear and Creativity in the Japanese States, 1760-1829*, Reaktion Books. (=2003, 高山宏訳, 『定信お見通し——寛政視覚改革の治世学』青土社.)
- 柴田三千雄, 2006, 『フランス史10講』岩波書店.
- 清水勲, 1980, 『明治漫画遊覧船』文藝春秋.
- 鈴木重三, 1979, 『絵本と浮世絵——江戸出版文化の考察』美術出版社.
- 鈴木俊幸, [1998] 2012, 『新版 蔦屋重三郎』平凡社.
- 『撰要類集』（辻達也校訂）, 1969, (1), 統群書類従完成会.
- 1979, (3), 統群書類従完成会.
- 高木元, 1961, 「『類集撰要』巻之四十六——江戸出版資料の紹介」, 広島文教女子大学研究出版委員会『讀本研究』編集部編, 『讀本研究』第二集下套, 溪水社, 81-111. .
- 高柳眞三・石井良助編, 1934, 『御触書寛保集成』岩波書店.
- ・——— 1935, 『御触書寶曆集成』岩波書店.
- ・——— 1936, 『御触書天明集成』岩波書店.
- ・——— 1941, 『御触書天保集成』下巻, 岩波書店.
- 竹内誠, 2009, 『寛政改革の研究』吉川弘文館.
- 塚本学, [1983] 2013, 『生類をめぐる政治——元禄のフォークロア』講談社.
- 1998, 『徳川綱吉』吉川弘文館.
- 東京大学史料編纂所編, 1988, 『市中取締類集18 書物錦繪之部1』東京大学史料編纂所.
- 宇田敏彦, 1985, 「解説（『黒白水鏡』）」, 小池他 1985:187-190.
- 上保国良, 1977, 「江戸戯作の政治・思想的統制について——「改革物の黄表紙」を中心に」『研究年報（人文・社会科学編）』（日本大学文理学部）26:11-21.

———1979, 「文化元年の出版統制をめぐって——「太閤物」の場合」『研究年報
（人文・社会科学編）』（日本大学文理学部）27:75-83.

山本卓, 1994, 「大阪本屋仲間と読本の開版——『絵本太閤記』をめぐって」『籍苑
（関西大学図書館報）』39:4-5.

付表、元号、将軍の治世と有力な幕臣の在職期間対照表¹

↓ 延宝 1680 ↑ 天和 1683 ↓ 1684 ↑ 貞享 1687 ↓ 1688 ↑ 元禄 1703 ↓ 宝永 1709 ↑ 1710 ↓ 1711 ↑ 1712 ↓ 1713 ↑ 正徳 1715 ↓ 1716 ↑ 享保 1735 ↓ 1736 ↑ 元文 1740 ↓ 1741 ↑ 寛保 1743 ↓ 1744 ↑ 延享 1745 ↓ 1747 ↑ 1748 ↓ 寛延 1750	↓ * 5 代 ↑ * 6 代 ↓ * 7 代 ↑ * 8 代 ↓ * 9 代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延宝元年～8年 (1673～1680) ○大老 堀田正俊(1679～1684、1681より大老) ・ 天和元年～3年 (1681～1683) ・ 貞享元年～4年 (1684～1687) ・ 元禄元年～16年(1688～1703) ○側用人 柳沢吉保(1688～1709、1692より老中と侍従を兼帯、1698には老中の上の席次となる) ・ 宝永元年～7年(1704～1710) ○側用人：間部詮房(まなべあきふさ)(1704-1716、1704より幕府書院番頭格西丸奥番頭、1709より側用人、侍従兼任、老中格) ○侍講：新井白石 1710-1716 ・ 正徳元年～5年(1711～1715) ・ 享保元年～20年(1716～1735) ○江戸南町奉行 大岡忠相(1717-1736、1736-1751 寺社奉行、1748より奏者番を兼帯) 享保5年(1720)大阪にて『色伝授』『太平義臣伝』絶版 享保6年(1721)新規商品停止令 享保7年(1722)奢侈品取締り、集大成的な出版取締りの触書 享保8年(1723)心中事件の劇化、台本の出版を禁止 ・ 元文元年～5年(1736～1740) ・ 寛保元年～3年(1741～1743) ・ 延享元年～4年(1744～1747) ○主殿頭 田沼意次(1745～1772、1747 小姓組番頭格、1951 御側御用取次側衆) ・ 寛延元年～3年 (1748～1750)
--	---	---

¹ 本論で取りあげた出版統制事例も補った。ただし判じ絵など、出版取締りへの反応が読みとれる事例以外は触れていない。

1751 宝暦 1760 1763 1764 明和 1771 1772 安永 1780 1781 天明 1786 1787 1788 1789 寛政 1800 1801 享和 1803 1804 文化 1817 1818 文政 1829 1830 1837 天保 1843 1844 弘化 1847 1848 嘉永 1853	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宝暦元年～13年(1751～1763) 宝暦8年(1758)馬場文耕『森の雫』写本を貸本屋に提供した事件で死罪 * 10代 徳川家治 宝暦10年(1760)5月13日 - 天明6年(1786)9月8日 ○老中 田沼意次(1745～1786、1767側用人、1969老中格、1972老中) ・ 明和元年～8年(1764～1771) ・ 安永元年～9年(1772～1780) ・ 天明元年～8年(1781～1788) * 11代 徳川家斉 天明7年(1787年)4月15日 - 天保8年(1837年)4月2日 ○老中 松平定信(1787～1793) ・ 寛政元年～12年(1789～1800) 寛政元年(1789)『文武二道万石通』『天下一面鏡梅鉢』『鵬鷲返文武二道』 『世直大明神金塚之由来黑白水鏡』絶版処分 寛政2年(1790)従来の出版規制の触書をまとめ、再確認する触書が出る 寛政3年(1791)山東京伝作『仕懸文庫』『錦の裏』『娼妓絹籠』絶版処分 寛政8年(1796)歌麿の女大首絵を狙いうちするように描かれた人物の 名前を判じ絵で書きこむことを禁じるよう板元の株仲間へ申し渡し ・ 享和元年～3年(1801～1803) ・ 文化元年～14年(1804～1817) 文化元年(1804)歌麿、国貞らの「太閤記」錦絵が絶版処分となり、 原作の『繪本太閤記』も絶版処分となる ・ 文政元年～12年(1818～1829) ・ 天保元年～14年(1830～1843) ○老中 水野忠邦(1834～1843、1937より勝手掛兼務、1939より老中首座) * 12代 徳川家慶 天保8年(1837)4月2日 - 嘉永6年(1853)6月22日 ○老中 水野忠邦(1844～1845) ○江戸北町奉行 遠山景元(1840-52、1945より南町奉行も拜命) ○江戸南町奉行 鳥居耀蔵(1842-1844) ・ 弘化元年～四年(1844～1847) ・ 嘉永元年～六年(1848～1853)
--	--

